

○大津市特別職報酬等審議会規則

平成25年3月22日

規則第18号

改正 平成26年3月31日規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号。以下「条例」という。)

第4条の規定に基づき、大津市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

(1) 議員報酬の額

(2) 市長及び副市長の給料の額

(3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項の政務活動費の額

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から諮問事項に対する答申を行う日までとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部人事課において処理する。

(平26規則32・一部改正)

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日規則第32号) 抄

(施行期日等)

第1条 この規則は、平成26年4月1日から施行する。